	26年度（億円）	25年度（億円）
特別会計歳出総額	4,114,258	3,866,300
特別会計の会計間取引額	693,024	635,210
特別会計内の勘定間取引額	247,491	254,416
一般会計への繰入額	199	984
国債整理基金特別会計における借換償還額	1,221,495	1,121,806
純計額	1,952,049	1,853,884
ⅰ国債償還費等	917,078	840,310
ⅱ地方交付税交付金等	192,631	199,910
ⅲ財政融資資金への繰入	166,000	116,000
ⅳ社会保障給付費	588,683	577,590
上記ⅰ～ⅳを除いた純計額	87,658	120,074
ⅴ復興関連経費	29,826	37,692
上記ⅰ～ⅴを除いた純計額	57,832	82,382

㈱１．25年度の計数は当初予算額である。

２．25年度の計数には、26年度より廃止される食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定（歳出総額209億円、純計額208億円）及び社会資本整備事業特別会計（歳出総額35,509億円、純計額31,677億円）等が含まれている。なお、空港整備事業等に関する経理は、26年度から借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計の空港整備勘定において行うこととされている。

上記15特別会計のうち主なものについて概説する。

①　交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税（地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税及び地方法人特別譲与税を総称する。）の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補塡する地方特例交付金についても、この会計に計上することとしている。

なお、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平25法76）に基づき、26年度より、交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、この会計における勘定区分を廃止するとともに、交通安全対策特別交付金に関する経理をこの会計において行うこととしている。

26年度の主な内容は、次のとおりである。

㈠　地方交付税交付金の財源に充てるため、歳入については、①26年度の所得税及び酒税の収入見込額の100分の32に相当する額51,619億円、法人税の収入見込額の100分の34に相当する額34,061億円、消費税の収入見込額の100分の22.3に相当する額34,206億円並びにたばこ税の収入見込額の100分の25に相当する額2,305億円の合算額122,191億円から、19年度及び20年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭25法211）に基づき26年度分の交付税の総額から減額することとされている額3,145億円を控除し、②同法等に基づき26年度分の交付税総額に加算することと定められている額8,648億円、地方の税収の状況を踏まえた加算額6,100億円及び特例加算額26,438億円を加算した額160,232億円を一般会計から受け入れ、法人住民税の税率引き下げ分に相当する地方法人税の税収の全額３億円を受け入れるほか、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として5,723億円を受け入れることとしている。なお、これに加えて331,173億円を財政融資資金及び民間から借り入れることとしている。歳出については、①26年度分の地方団体に交付する地方交付税交付金として163,230億円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税5,723億円）、②借入金及び一時借入金の利子支払額1,729億円並びに25年度における借入金の償還金333,173億円を国債整理基金特別会計へ繰入として計上することとしている。

㈡　「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平11法17）に基づき、地方特例交付金の財源に充てるため、歳入については、一般会計から地方特例交付金1,192億円を受け入れ、歳出については、26年度分の地方公共団体に交付する地方特例交付金として1,192億円を計上することとしている。

㈢　「道路交通法」（昭35法105）に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入については、交通反則者納金の収入を一般会計より受け入れ、歳出については、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に交付する交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。

㈣　地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」（昭30法113）に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

㈤　石油ガス税の収入の２分の１に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」（昭40法157）に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」（昭27法180）第７条第３項に規定する指定市に譲与することとしている。

㈥　自動車重量税の収入の1,000分の407に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」（昭46法90）に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

㈦　航空機燃料税の収入の９分の２に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」（昭47法13）に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村（特別区を含む。）に譲与することとしている。

㈧　特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」（昭32法77）に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。

㈨　地方法人特別税の収入を受け入れ、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」（平20法25）に基づき、地方法人特別譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。

②　国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

26年度においては、一般会計から232,693億円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から679,841億円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興特別会計から921億円、租税1,426億円、公債金926,367億円、復興借換公債金15,129億円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社の株式の売払収入1,307億円、日本郵政株式会社の配当金収入229億円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社の配当金収入62億円、運用収入1,544億円、東日本大震災復興運用収入148億円、雑収入1,188億円、東日本大震災復興雑収入６億円並びに前年度剰余金として「特別会計に関する法律」（平19法23）第47条の規定により25年度において発行予定の公債に係る公債金収入280,000億円をそれぞれ受け入れることとしている。

なお、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平25法76）による「特別会計に関する法律」（平19法23）の改正に伴い、26年度より、同法第47条第１項の規定により発行する公債（前倒債）に係る公債金収入については、翌年度において歳入計上されることに加え、事務取扱費は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計から支出されるため、国債整理基金特別会計においては計上されないこととなる。